



各 位

会 社 名 株式会社創建エース
代表者名 代表取締役会長兼社長 西 山 由 之
(コード番号 1757 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理本部長 南 條 和 広
(フリーコール:0120-998-050)

特別調査委員会設置に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日開催の取締役会において、下記のとおり、特別調査委員会の設置について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 委員会設置の経緯

当社は、2024年10月1日に証券取引等監視委員会開示検査課(以下「監視委員会」という)より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2025年3月7日に監視委員会より本件の疑義(以下「本件疑義」という)について外部専門家による調査を行うよう要請があり、2025年3月19日に特別調査委員会を設置いたしました。本件疑義は、当社子会社における2021年9月から2023年6月末日までの取引の実在性および取引先に対する債権の資産性について疑義がある旨、監視委員会からの指摘を受けました。当社は、2023年6月26日に現経営陣が就任しましたが、本件疑義は、それ以前の経営陣の会社経営に関する取引事象であります。これを受けて、当社は、当該子会社の本件疑義における会計処理に関する事実関係の調査、業績への影響の把握および原因の究明が必要であると判断し、中立・公正かつ独立した調査を行うため当社と利害関係を有しない外部専門家によって構成される特別調査委員会を設置いたしました。

2. 本調査委員会について

〈特別調査委員会の構成〉

- 委員長 大下 良仁 (弁護士・善国寺坂法律事務所)
- 委 員 瀧澤 輝 (弁護士・たきざわ法律事務所)
- 委 員 渡辺 治 (弁護士・新樹法律事務所)
- 委 員 佐々木 洋平 (公認会計士・佐々木公認会計士事務所)
- 委 員 村田 茂也 (公認会計士・村田茂也公認会計士事務所)



3. 委員会設置の目的

- (1) 本件疑義に関する事実関係の調査および会計処理の適切性・妥当性についての検討
- (2) 本件疑義に類似、関係する事象の事実確認
- (3) 調査の結果、判明した事象が連結財務諸表に与える影響
- (4) 本件疑義の原因分析、適切な会計処理および再発防止策の提言
- (5) その他、特別調査委員会が必要と認めた事項

4. 特別調査委員会設置日

2025年3月19日

5. 今後の対応について

当社は、本調査委員会の調査の結果によって連結財務諸表に影響を与える事象が発覚した際には適宜お知らせいたします。なお、調査報告書の受領後につきましては、速やかにその旨および内容を開示のうえ、再発防止策の提言については真摯に検討・尊重し、当社の今後の内部管理体制に反映する所存であります。また、特別調査委員会による調査等が実効的、かつ透明性を確保して実施されるよう全面的に協力してまいります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上